

◎ 社会教育関係団体の登録について

立川市教育委員会 生涯学習推進センター

R6. 4. 1

1. 登録制度の目的

この登録制度は、立川市内で活動する社会教育関係団体が、社会教育活動等を行うにあたり、生涯学習関連施設の使用料の減額または免除を行うとともに、活動に興味のある市民に団体を紹介することなどによって、団体活動の支援・促進を行い、立川市が掲げる「生涯学習からはじまるまちづくり」の推進を目的とするものです。

2. 登録制度の対象となる社会教育関係団体

- (1) 会員が自主的、主体的に運営している団体であること。したがって、会の運営が講師に依存しているいわゆる「教室」的な団体は、登録できません。(講師が代表者を兼ねていたり、講師が会場予約等を行う場合は、「教室」的な団体とみなし、登録できません)
- (2) 継続的かつ計画的に社会教育活動または生涯学習活動を行うことを、主たる目的として活動している団体であること。
- (3) 団体の運営に関して、次の要件を備えていること。
 - ① 構成員が8人以上であること。
 - ② 構成員の2分の1以上の者が市内に在住し、在勤し、または在学していること。
 - ③ 構成員の4分の1以上の者が市内に在住していること。なお、代表者が市外在住者の場合には、入会希望者問い合わせ先として市内在住の会員（または市内連絡先）を届け出ること。
 - ④ 団体の主たる活動の場所及び活動の本拠としての事務所または連絡先が市内にあること。
 - ⑤ 団体の組織及び活動のために代表者を置き、規約または会則があること。
 - ⑥ 複数の構成員が同種の他の登録団体に加入していないこと。

3. 登録制度の対象とならない団体

- (1) 営利活動を行う団体
- (2) 政治活動を行う団体
- (3) 宗教活動を行う団体

4. 団体登録の手続き

社会教育関係団体の登録は、「社会教育関係団体登録申請書」に次の書類を添えて、立川市教育委員会生涯学習推進センター「生涯学習情報コーナー」または各地域学習館に申請してください。

また、学習館等、「立川市施設予約システム」導入施設の利用を開始する場合には、別途

申請(新規登録)が必要です。「立川市施設予約システム利用者登録申請書(団体)」を記入のうえご提出ください。なお、「立川市施設予約システム」を既に登録し利用されている場合にも変更手続きが必要となる場合があります。

(1) 提出書類

① 規約、会則又は定款

規約、会則又は定款は、団体活動の基本となりますので、未整備の団体は別紙の資料「規約(会則)の例」を参考に必ず作成してください。なお、上部団体がある場合には、上部団体の規約、会則もご提出下さい。また、上部団体がNPO法人の場合には、定款をご提出ください。

② 構成員の名簿

構成員の名簿(会員名簿)は、役職名、氏名、住所、および在住・在勤・在学について、記入してください。また、市内在勤(在学)の方は、勤務先の名称(学校名)も記入してください。

③ 年間活動(事業)計画書

1年間の活動計画を簡単に記入してください。また、総会、役員会、定例会等も記入してください。

④ 立川市社会教育関係団体登録一覧原稿

団体、サークルを紹介する冊子「立川市社会教育関係団体登録一覧」及び市のホームページに掲載する原稿になりますので、活動内容等を具体的に記入してください。年代構成については、サークル等を探している市民の方へ団体紹介を行う際の参考にさせていただきます。

(2) NPO法人が申請する場合は、上記①～④の書類に加え、以下のものが必要となります。

⑤ 前事業年度の事業報告書及び活動計算書又はこれらに類する書類

⑥ 予算書

5. 登録の承認

申請書類を審査し、登録基準に適合した団体については、登録を承認し、「社会教育関係団体登録証」を発行します。登録証は施設を利用する際には必ず携帯してください。現在発行される**登録証の有効期間は令和8年8月31日まで**です。

6. 登録の変更・取消

(1) 変更

団体の規約、会則又は定款、代表者等を変更した場合は、その都度「社会教育関係団体登録変更届書」により、速やかに生涯学習情報コーナー、もしくは各学習館へ届け出てください。(団体名や代表者の変更など、登録証記載事項に変更が生じる場合は登録証もご持参ください。)立川市施設予約システムに登録していて変更がある場合には、「立川市施設予約システム利用者登録申請書(団体)」に変更点をご記入の上、あわせてご提出下さい。

また、登録団体が新たにNPO法人の承認を受けた場合は、再度申請が必要となりますので、

「社会教育関係団体登録申請書」と「4. 団体登録の手続き」の①～⑥の書類を生涯学習情報コーナーもしくは各学習館まで提出してください。

(2) 取消

登録団体が次に掲げる事項に該当する場合は、団体登録の取消対象となりますので、速やかに「社会教育関係団体登録解散等届出書」を生涯学習情報コーナーまたは各学習館へ提出し、登録証を返還してください。立川市施設予約システムに登録している場合には、「立川市施設予約システム利用者登録申請書(団体)」にご記入の上、あわせてご提出下さい。

- ① 解散または登録基準に該当しなくなったとき。
- ② 虚偽の申請により団体の登録または更新を行ったとき。
- ③ 生涯学習関連施設を不適切に利用したとき。

なお、上記①「登録基準に該当しなくなった」場合で、活動を存続する場合には、「一般団体」として各施設を利用することが出来ます。

7. 使用料の減免

生涯学習関連施設の利用については、その使用料が減免の対象になります。ただし、使用料の減免は、当該団体の登録証記載の活動内容に限ります。詳しくは、ご利用になる施設へ直接お問合せ下さい。

施 設	使 用 料
地域学習館	免 除
学習等供用施設	免 除
福社会館	無 料(夜間のみ)
女性総合センター・アイム	通常料金の60%を減額
市民会館	通常料金の20%を減額
児童館	免 除
子ども未来センター	免 除

8. 問い合わせ先

◎立川市教育委員会事務局 教育部 生涯学習推進センター「生涯学習情報コーナー」

東京都立川市曙町2-36-2 女性総合センター・アイム 1階

電話 042-528-6803 FAX 042-528-6804

(第3木曜日、年末年始をのぞく月曜日から金曜日の9:00～17:00)

◎各地域学習館

柴崎学習館 042-524-2773

砂川学習館 042-535-5959(現在建替中)

西砂学習館 042-531-0431

高松学習館 042-527-0014

錦 学習館 042-527-6743

幸 学習館 042-534-3076

(第2・第4月曜日、年末年始をのぞく月曜日から金曜日の9:00～17:00)